

## ～ 商業施設等の管理権原者の皆さまへ ～

# 「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解（令和2年3月9日及び3月19日公表）では、集団感染が確認された場所で共通する3条件が示されています。新型コロナウイルス厚生労働省対策本部では、この見解を踏まえ、**リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するため、多数の人が利用する商業施設等**においてどのような換気を行えば良いのかについて、有識者の意見を聴取しつつ、文献、国際機関の基準、国内法令基準等を考察し、**推奨される換気の方法**をまとめました。

## 専門家検討会の見解（抄）

### クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- ① **換気を励行する**：換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- ② **人の密度を下げる**：人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- ③ **近距離での会話や発声、高唱を避ける**：大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）。共有物の適正な管理又は消毒の徹底等。

## 推奨される換気の方法

ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）における空気環境の調整に関する基準に適合していれば、**必要換気量（一人あたり毎時30m<sup>3</sup>）を満たすこと**になり、「換気が悪い空間」には当てはまらないと考えられます。このため、以下のいずれかの措置を講ずることを商業施設等の管理権原者に推奨いたします。

なお、「換気の悪い密閉空間」は**リスク要因の一つに過ぎず**、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、**感染を確実に予防できる**ということまで文献等で明らかになっているわけではないことに留意していただく必要があります。

### ① 機械換気(空気調和設備、機械換気設備)による方法

- ビル管理法における特定建築物に該当する商業施設等については、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認し、満たされていない場合、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行うこと。
- 特定建築物に該当しない商業施設等においても、**ビル管理法の考え方に基づく必要換気量（一人あたり毎時30m<sup>3</sup>）が確保できていることを確認すること**。必要換気量が足りない場合は、**一部屋あたりの在室人数を減らす**ことで、一人あたりの必要換気量を確保することも可能であること。

## ビル管理法における空気調和設備を設けている場合の空気環境の基準

| 項目           | 基準                                                        |
|--------------|-----------------------------------------------------------|
| ア 浮遊粉じんの量    | 0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下                                 |
| イ 一酸化炭素の含有率  | 100万分の10以下(=10 ppm以下)<br>※特例として外気がすでに10ppm以上ある場合には20ppm以下 |
| ウ 二酸化炭素の含有率  | 100万分の1000以下(=1000 ppm以下)                                 |
| エ 温度         | 1. 17℃以上28℃以下<br>2. 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。 |
| オ 相対湿度       | 40%以上70%以下                                                |
| カ 気流         | 0.5 m/秒以下                                                 |
| キ ホルムアルデヒドの量 | 0.1 mg/m <sup>3</sup> 以下(=0.08 ppm以下)                     |

※機械換気設備を設けている場合は、上記の表のアからウまで、カ及びキを遵守する必要がある。

### ② 窓の開放による方法

- 換気回数※を毎時2回以上（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。）とすること。  
※ 換気回数とは、部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数をいう。
- 空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

## 換気に当たっての留意点

### ① 特定建築物に該当する場合

- 特定建築物※に該当する商業施設等の管理権原者は、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準に従って当該建築物を維持管理しなければなりません。
- 基準を満たしていない場合は、建築物環境衛生管理技術者の意見を尊重して適切な是正措置を講じ、当該建築物が基準を満たすように維持管理しなければなりません。

### ② 特定建築物に該当しない場合

- 特定建築物に該当しない商業施設等の管理権原者についても、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準に従って当該建築物の維持管理するように努めなければならないとされています。
- これを踏まえ、機械換気による場合、換気設備を設計した者や換気の専門業者に依頼し、換気量がどの程度あるかを確認し、一人あたりの必要換気量が確保できるよう、部屋の内部の利用者数の上限を把握するよう努めなければなりません。

※ ビル管理法における特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、遊技場、店舗等の用途に供される延べ床面積が3,000m<sup>2</sup>以上の建築物であって、多数の者が使用・利用するものをいいます。